




市民まちづくり推進部・上田地域自治センター

令和4年度 重点目標


- 1 地域内分権の確立に向けた地域主体の自治の推進
- 2 自治基本条例に基づく参加と協働によるまちづくりの推進
- 3 移住・定住・交流によるまちづくりの推進
- 4 人権を尊重し男女が等しく参画する地域社会形成への意識の醸成
- 5 デジタル技術を活用した窓口における市民の利便性向上と業務の効率化
- 6 多文化共生のまちづくりの推進と外国籍市民の社会参加支援の促進
- 7 マイナンバーカードを活用したコンビニエンスストアでの証明書交付による利便性の向上

令和4年度 重点目標管理シート

重点目標	地域内分権の確立に向けた地域主体の自治の推進		部局名	市民まちづくり推進部 上田地域自治センター	優先順位	1位	
総合計画における位置付け	第1編 自治・協働・行政 市民が主役のまちづくり 第1章 自治の推進による活力ある自立した地域社会の実現 第2節 地域内分権による地域の自治の推進		上田再構築プラン Ver.2.0「もっと、前へ」 における位置付け	3 福祉を充実し、多様性を尊重した地域共生社会を実現する			
第四次上田市行財政改革大綱・アクションプログラムにおける位置付け		(1) 将来を見据えた新たな行政サービスへの改革 イ 多様な主体が市政に参画・協働する制度づくり					
現況・課題	<p>市民協働による新たな住民自治の創出を目指し、新市発足以降、市の重要施策として取り組んでいる「地域内分権の確立」については、最終工程と位置付ける第4ステージにおいて、地域住民が主体となってまちづくりを進める「住民自治組織」の設立や運営支援に努めるとともに、その活動に対する市の支援策として各地域への地域担当職員の配置や庁内83課所への協働推進員の配置による人的支援及び地域予算（交付金制度）による財政的支援の取組を進めています。</p> <p>「住民自治組織」については、これまでに市内9地域に12の組織が設立されており、各組織では、組織運営の定着化のための活動や各地域での活動の指針となる「地域まちづくり計画」の策定が進められ、昨年度まで10組織において地域まちづくり計画に基づいた活動が進められています。中央地域においては、平成29年12月に地域経営会議（設立準備会組織）が設立され、令和元年6月に「神川まちづくり委員会」、令和3年11月に「北部地区まちづくり協議会」が設立されており、南部地区でも令和4年に単独での設立に向けて準備が進んでいます。残る2地区（中央、東部地区）では、引き続き設立の枠組み等の協議が進められています。現在、非公式ではありますが、設立済の住民自治組織から、再編に向けた相談を受けており、今後の方向性について、検討を進める必要があります。</p> <p>引き続き、地域協議会をはじめ、地域住民の皆様への説明を行いながら地域内分権への理解を深め、全市域での住民自治組織設立に向けて取り組んでまいります。</p> <p>上田地域の各自治センター（豊殿・塩田・川西）では、第二次上田市総合計画に位置付けられた「地域の特性と発展の方向性」の実現に向けた地域課題の解決や新たな価値を創造する活動など、自治会や振興会、市民活動団体等による主体的な取組が展開されています。</p>						
目的・効果	自治基本条例の基本理念を踏まえ、地域住民自らが参加・参画し、地域内の課題を解決できる住民自治の仕組み（住民自治組織）を構築することにより、地域住民と行政の協働による地域自治を確立し、地域が健康で元気なまちを創り上げることで「健（康）幸（福）都市」の実現を目指します。市民と行政が地域課題や目的意識を共有し、地域のことは地域で考え、主体的に行動する地域づくりを推進することにより、地域内分権確立に向けた機運の醸成を図ります。		該当するSDGsの目標				
	取組項目及び方法・手段（何をどのように）	期間・期限（いつ・いつまでに）	数値目標（どの水準まで）	中間報告（目標に対する進捗状況・進捗度）及び（中間報告の時点で取組項目に対する方法・手段の見直しを行った点）	期末報告（目標に対する達成状況・達成度）		
①	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民自治組織の設立促進と組織運営、活動の支援 <ul style="list-style-type: none"> (1) 中央地域のうち、南部地区の住民自治組織は年内設立に向けた準備を進め、他の中央2地区（中央、東部地区）では設立に向けた協議を促進します。 (2) 設立済みの組織に対しては、人的、財政的支援を行い活動の本格化を進めます。また、組織の再編に対する課題の検討を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 年度末まで (2) 年度末まで 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 中央地域のうち、南部地区は年内の設立、他の2地区では、引き続き枠組み協議に取り組みます。 (2) 組織の運営、活動に対して、人的、財政的支援を行います。再編に向けた動きについては、財政面での課題も含め協議を行ってまいります。また、コミュニティ助成事業の対象団体として位置付けられるよう、国・県に対して要望してまいります。 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 南部地区は準備会を12回開催し、年度内(2月予定)の設立に向けて準備が進みました。他の2地区のうち中央地区は役員への説明及び検討を3回行い、東部地区は後期における役員説明会の開催を調整しています。 (2) 引き続き9人の地域担当職員による運営支援とともに、交付金による財政支援を行いました（概算払いで59,217千円）。組織再編への対応は、地域担当課との協力により関係団体・関係者との協議の機会を持つことができました。コミュニティ助成事業の対象団体としての位置付けは、次年度に向けて県との協議により確認作業を進めることができました。 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 今年度内の設立が目標であった南部地区のまちづくり協議会について、地域との協力により令和5年2月20日に設立総会を開催した。残る中央地区は設立に向けた検討が膠着状態、東部地区は交替の自治会長もいたため、改めて次年度に検討再開を予定しています。 (2) 丸子まちづくり会議の再編成に関しては、関係者との協議を重ねることにより新たな課題も認識できた。まとめとして丸子地域協議会から意見書も提出され、現段階で一部の地区の独立は見送られた。また、2月には丸子地域の住民から組織の運営に関する住民監査請求もあったが、関係課及び地域担当職員との連携・協力により地域の課題等に対処することができました。 		
②	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域担当職員、協働推進員の機能向上 <ul style="list-style-type: none"> (1) 地域担当職員、協働推進員が地域と市役所をつなぐ人材となるよう、研修等を実施します。また、地域における課題を解決するためにどのように関わっていくか、手法を検討します。 (2) 住民自治組織が取り組んでいる、人材活用制度やサポーター制度を研究し、職員の参加を促します。 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 年度末まで (2) 年度末まで 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域担当職員向けに情報共有会議などの研修を2回以上実施し、協働推進員向けに研修や講演会などを2回以上実施します。 (2) 住民自治組織が実施している各種サポーター制度を理解し、協働推進員へ周知します。 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 5月に地域担当職員会議、9月に地域担当職員と地域協議会関係職員との合同による地域連絡会議を実施し、情報の共有化を図りました。7月に協働推進員に向けた研修を実施しました。 (2) 情報の収集や制度の理解を深めるなど、実施に向けた準備を進めました。 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1月に地域担当職員のほか、各組織の会長及び事務局の皆さんによる住民自治組織全体会議を開催し、昨年の7月に行った住民自治組織へのアンケート結果の公表、意見交換などにより地域の課題について情報の共有化を図りました。7月及び1月に協働推進員に向けた研修を実施しました。 (2) 課内の地域分権推進担当で11月に埼玉県志木市へ職員とまちづくり組織との協働について視察を行い、地域課題の解決のために実践されてきた取組を学び、手法を検討してまいります。 		
③	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域協議会の今後のあり方の検討 <ul style="list-style-type: none"> (1) 全市的な住民自治組織の設立を見据え、市の附属機関である「地域協議会」のあり方を検討します。 (2) 庁内各課からの協議回数を増やし、市の施策等の共有を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 年度末まで (2) 年度末まで 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 第8期において、上田地域の設置単位を見直したことから、第9期においては全市的に各地域の適正な人数を検討します。 (2) 再編された協議会も含め、年3回程度を目標に協議の活性化を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 4月開催の委嘱式において住民自治組織から地域課題等の発表をうけ、共有を図り、第9期1年目として新たな枠組みの中で調査研究等の任務を遂行しています。 (2) 全地域協議会への意見聴取など3件のほか、上田右岸地域協議会への協議が1件実現し、活発な協議が行われました。 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 第9期1年目として新たな枠組みの中で調査研究等の任務を遂行し、12月には上田右岸地域協議会から、1月には丸子地域協議会から意見書が提出されました。 (2) 全地域協議会への意見聴取など5件のほか、上田右岸地域2件、丸子地域1件、真田地域1件の協議等が実現し、活発な協議・意見交換が行われました。 		

	取組項目及び方法・手段（何をどのように）	期間・期限 （いつ・いつまでに）	数値目標（どの水準まで）	中間報告 （目標に対する進捗状況・進捗度）及び （中間報告の時点で取組項目に対する方法・手段の見直しを行った点）	期末報告（目標に対する達成状況・達成度）
④	<p>【豊殿、塩田、川西地域自治センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住民自治組織（各地区まちづくり協議会等）が取り組む事業への支援 ○ 地域おこし協力隊による地域の魅力発信事業等への支援（豊殿地区棚田、塩田地区日本遺産等） ○ わがまち魅力アップ応援事業による地域活動を支援 ○ 右岸・左岸地域協議会及び地区自治会連合会の活動を支援 	年度末まで	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人的・財政的支援 ○ 地域おこし協力隊事業による地域の魅力発信（棚田、日本遺産塩田平等） ○ わがまち魅力アップ応援事業の支援 ○ 右岸・左岸地域協議会の運営を支援 ○ 各地区自治会連合会の要望の取りまとめ 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各組織において、役員会、運営委員会、部会等の参加により地域活動を支援しました。 ○ 隊員と協力による取組を進めました（稲倉棚田保全委員会、日本遺産振興等の活用案の提案、季節の風景や行事など地域の魅力をフェイスブックで発信）。 ○ 豊殿3件、塩田・川西各1件のほか令和3年度実施事業の事例集作成を支援しました。 ○ 右岸・左岸地域協議会を各6回開催しました。 ○ 各地区において、要望の取りまとめと行政懇談会の開催を支援しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各組織が開催した役員会、運営委員会、部会等に参加し地域活動を支援しました。 ○ 隊員と協力し取組を進めました（稲倉棚田保全委員会、日本遺産レイライン調査隊、コミュニティカフェの開催等）。 ○ 豊殿3件、塩田・川西各1件の応援事業や、令和3年度実施事業の事例集作成を支援しました。 ○ 右岸・左岸地域協議会を各12回開催しました。 ○ 各自治連の要望事項の取りまとめと行政懇談会の開催を支援しました。
特記事項	○市民参加・協働の推進、市民満足度の向上を考慮した点			○取組による効果・残された課題	

令和4年度 重点目標管理シート

重点目標	自治基本条例に基づく参加と協働によるまちづくりの推進		部局名	市民まちづくり推進部 上田地域自治センター	優先順位	2位	
総合計画における位置付け	第1編 自治・協働・行政 市民が主役のまちづくり 第1章 自治の推進による活力ある自立した地域社会の実現 第2節 地域内分権による地域の自治の推進		上田再構築プラン Ver.2.0「もっと、前へ」 における位置付け	3 福祉を充実し、多様性を尊重した地域共生社会を実現する			
第四次上田市行財政改革大綱・アクションプログラムにおける位置付け	(1) 将来を見据えた新たな行政サービスへの改革 イ 多様な主体が市政に参画・協働する制度づくり						
現況・課題	上田市の自治の基本原則を定める「自治基本条例」については、施行から5年目にあたる平成27年度に、上田市自治基本条例検証委員会において検証を行い、条例の改正を行いました。また、1回目の見直しから5年目となる令和2年度に、条例検証委員会においてパブリックコメントの実施内容を踏まえた検証が行われました。検証の結果、条文改正は行わないこととなりましたが、逐条解説の見直しと条例の運用にかかる提言が行われました。検証委員会からの提言を踏まえ、提言内容に対する職員の理解を深めるほか、市民に対しても様々な機会を捉え、自治基本条例の理念の浸透に努める必要があります。 また、この条例に掲げる「参加と協働」の理念を具体化していくため、平成26年度に策定し令和元年度に見直しを行った「上田市協働のまちづくり指針」に基づき、様々な人や組織それぞれがまちづくりの担い手として協働を進められるよう、地域コミュニティに対する支援や担い手となる意欲ある人材の発掘・育成に取り組む必要があります。						
目的・効果	上田市自治基本条例検証委員会からの提言や「協働のまちづくり指針」を基に、市民参加と協働推進の環境づくり、地域コミュニティの活動支援、さらにまちづくりの担い手となる人材の発掘・育成に取り組むことによって、自治基本条例を実効性あるものにしていきます。		該当するSDGsの目標				
取組項目及び方法・手段（何をどのように）	期間・期限（いつ・いつまでに）	数値目標（どの水準まで）	中間報告 （目標に対する進捗状況・進捗度）及び （中間報告の時点で取組項目に対する方法・手段の見直しを行った点）		期末報告（目標に対する達成状況・達成度）		
① ○ 自治基本条例の基本理念「参加と協働」の具体化 (1) 自治基本条例の浸透・周知に取り組みます。 (2) 基本理念を実効性のあるものとするため、条例とまちづくり指針に関する職員研修や市民向けの情報発信を行います。また、協働推進員による周知及び意識共有の向上も併せて図ります。	(1) 年度末まで (2) 年度末まで	(1) 令和3年に発行した自治基本条例概要版、逐条解説及び手引きを活用し積極的な周知に取り組むほか、若年層への周知に向けてまちづくり講演会等の研修の場で啓発を図ります。 (2) 職員に向けては協働推進員を中心として研修会等を通じて周知を行い、各課所への基本理念の浸透を図ります。また、市民に向けては、広報などにおいて情報発信を続け、周知に取り組めます。	(1) 自治基本条例概要版等を活用し、市職員の新人研修会で配布を行うなど若年層をターゲットにした取り組みを行いました。 (2) 協働推進員に向けた研修会において、自治基本条例の理念及びまちづくり指針について周知を図りました。また、「参加と協働」の実践例として住民自治組織の活動を紹介するため、広報うえだ8月号から連載を開始しました。		(1) 令和3年に発行した自治基本条例に関する発行物を活用し、市職員の新人研修会で配布を行ったほか、5月に開催した「まちづくり講演会」でも講師の浅井浩一氏に自治基本条例について触れていただくなど、条例の周知に取り組めました。 (2) 協働推進員に向けた研修会において、自治基本条例の理念及びまちづくり指針について周知を図りました。また、「参加と協働」の実践例として住民自治組織の活動を紹介するため、広報うえだ8月号から連載を開始し、計4団体を紹介しました。		
② ○ まちづくりの担い手となる人材や団体の発掘・育成 (1) 住民自治組織の担い手の発掘・育成を目的とした地域づくり人材育成講座を実施します。 (2) 人材の有効活用に向けた人材バンク等の取組を検討します。	(1) 7月から12月 (2) 年度末まで	(1) 住民自治組織へのアンケート結果を踏まえ、テーマを選定し、長野大学との協働により講座を開講します。 (2) まちのアトリエを活用しながら、上記講座受講者等から有能な人材を紹介し、バンクの登録や活用に向けた調整を行います。	(1) 子育て・教育分野の講座（計6回の連続講座）を開講し、9月末までに3回の実施により、コミュニティスクールについて学びました。（参加人数：第1回26人、第2回34人、第3回28人） (2) まちのアトリエを活用して、市民の皆さんと定期的に座談会を開催（5回）し、参加者等でのワークショップも3回開催しました。		(1) 子育て・教育分野の講座（計6回の連続講座）を行い、コミュニティスクールについて学び、延べ150名の方に参加いただきました。（参加人数：第1回26人、第2回34人、第3回28人、第4回25人、第5回20人、第6回17人） (2) まちのアトリエを活用して、市民の皆さんと定期的に座談会を開催（令和4年度は9回）し、参加者等でのワークショップも延べ14回開催しました。		
③ ○ 市から依頼する委員、事業の見直しや見える化の推進 (1) 自治会の更なる負担軽減を図るため、委員削減に向けて取り組みます。 (2) 自治会ホームページの情報発信の充実と、災害時の伝達手段の確保や訓練に取り組めます。	(1) 年度末まで (2) 年度末まで	(1) 令和3年に実施した自治会アンケートをもとに、各課とのヒアリングを行い、委員削減や制度の統一に向けて取り組みます。市政三者懇談会のテーマとして取り組むことが決定しているため、自治会連合会とも連携しながら必ず見直しを行います。（全17事業） (2) 未登録自治会の掲載やデータ登録に向けて調整を図ります。また、年に2回程度、実際に災害が発生することを想定して、訓練を行います。	(1) 各課とのヒアリングを行い、その結果を自治会連合会へ報告したところ、真に必要な施策のみ選出に協力していくという意見を受けました。11月の市政三者懇談会で次年度以降の役員選出の決定を判断することになっており、市政経営会議等で全庁的な調整を図りました。 (2) 自治会連合会ホームページの登録自治会を増やすため、自治会連合会から全自治会へ向けて通知文を送付し登録を呼びかけました。掲載自治会数 160/241（66.4%） また、防災訓練の一環として、自治会役員を対象に、メール配信システムを活用した訓練を2回実施しました。登録自治会数 209/241（86.7%）		(1) 10月以降、自治会連合会と担当課との対面による意見交換を行い、その協議結果を踏まえ、11月17日の市政三者懇談会において、市が見直し案を提示した結果、最終的に自治連側に見直し案を受け入れていただきました。16項目中10項目について、役員の廃止や削減などの見直しを行うことができました。残りの6項目について継続して取り組んでまいります。 (2) 自治会連合会ホームページの登録自治会を増やすため、自治会連合会から全自治会へ向けて通知文を送付し登録を呼びかけました。掲載自治会数 160/241（66.4%） また、メール配信システムの登録自治会を増やす取り組みを、継続的に実施した結果、9割を超える自治会の皆様に登録していただきました。登録自治会数 223/241（92.5%）		

	取組項目及び方法・手段（何をどのように）	期間・期限 （いつ・いつまでに）	数値目標（どの水準まで）	中間報告 （目標に対する進捗状況・進捗度）及び （中間報告の時点で取組項目に対する方法・手段の見直しを行った点）	期末報告（目標に対する達成状況・達成度）
④	<p>○ 住民主体のまちづくり活動への支援</p> <p>(1) 活力あるまちづくり支援金による支援 （令和2年度新規事業の3年目）</p> <p>(2) わがまち魅力アップ応援事業補助金による支援 （継続事業のみ令和5年度まで）</p> <p>(3) 市民活動団体の住民自治組織への参画を支援します。</p> <p>(4) 上記活動の財源確保に向けて、地域振興事業基金の運用基準の見直しを検討するほか、運用益確保を図ります。</p>	<p>(1) 年度末まで</p> <p>(2) 年度末まで</p> <p>(3) 年度末まで</p> <p>(4) 年度末まで</p>	<p>(1) 市内のまちづくりが一層進展するよう、地域や団体のニーズに応じた柔軟な申請対応により、支援金の活用を推進します。また、申請数が前年以上（12件以上）となるよう取り組みます。</p> <p>(2) 補助期間終了後も事業を継続できるように、住民自治組織への参画等を支援します。</p> <p>(3) 住民自治組織について情報提供を行い、参画を支援します。具体的には、計画完了済の地域まちづくり計画を庁内共有するとともに、SNS等を活用した活動情報の発信に努めます。</p> <p>(4) 運用可能額13億円の80%以上の運用を目指します。</p>	<p>(1) 運用開始から3年目の活力あるまちづくり支援金の令和4年度の募集を2回実施し、10件採択（1件不採択）となりました。来年度に向けて、申請要件の見直しに着手しました。</p> <p>(2) 住民自治組織の情報を提供し、地域担当職員へつなぐなど組織への参画を促しました。</p> <p>(3) 相談のあった市民活動団体に対し、各種助成制度をはじめ、住民自治組織に関する情報を提供しました。また、市民活動団体の活動を支援するため、「まちのアトリエ」を活用した情報発信に取り組みました。</p> <p>(4) 積極的に購入をし、11銘柄11億円を購入運用しました。グリーンボンドやソーシャルボンド債を購入し、SDGsの取組にも配慮しました。</p>	<p>(1) 運用開始から3年目の活力あるまちづくり支援金の令和4年度の募集を2回実施し、10件採択（1件不採択）となりました。令和5年度から「地域枠」を設け、市民活動団体のニーズと住民自治組織の担い手不足解消への支援策として課題解決に導くための制度改正を行いました。</p> <p>(2) 住民自治組織の情報を提供し、地域担当職員へつなぐなど組織への参画を促しました。</p> <p>(3) 相談のあった市民活動団体に対し、各種助成制度をはじめ、住民自治組織に関する情報を提供しました。また、住民自治組織の活動を地域の皆さんに知っていただく手段として、13組織のうち9組織が取り組む独自のホームページを紹介するため、市のホームページからリンクさせるなど情報提供に努めました。</p> <p>(4) 積極的に購入し、11銘柄11億円を購入運用しました。グリーンボンドやソーシャルボンド債を購入し、SDGsの取組にも配慮し、約950万円の運用益を確保しました。</p>
特記事項	○市民参加・協働の推進、市民満足度の向上を考慮した点			○取組による効果・残された課題	

令和4年度 重点目標管理シート

重点目標	移住・定住・交流による まちづくりの推進		部局名	市民まちづくり推進部 上田地域自治センター	優先順位	3位
総合計画における位置付け	第6編 文化・交流・連携 文化を育み、交流と連携で風格漂う魅力あるまちづくり 第2章 交流・連携、移住・定住促進による活力ある都市づくり 第1節 上田の魅力発信、選ばれる都市づくり		上田再構築プラン Ver.2.0「もっと、前へ」 における位置付け	05 人と自然が調和した活力あるまちをつくる		
第四次上田市行財政改革大綱・アクションプログラムにおける位置付け	(2) 健全で持続可能な財政基盤への改革 ア 歳入の確保					
現況・課題	<p>① 出生数の減少とコロナ禍による外国籍市民の流出により人口の減少が進んでいます。持続的に発展する活力あるまちづくりには、人口減少の抑制と流入人口の増加が喫緊の課題です。新しい生活様式の定着による暮らし方や働き方の多様化を活かし、上田市の魅力や移住に関する情報をさらに積極的に発信する必要があります。また、地域の活性化につながる空き家の有効活用による移住定住の促進に向け、空き家バンク制度の推進が必要です。</p> <p>② 人口減少と高齢化の進展は生涯未婚率の増加による出生数の低下も要因となり、活力あるまちづくりを進める担い手が不足していく可能性があります。結婚を希望する方々への支援が必要です。</p> <p>③ 交流人口の増加と財源の確保を目的にふるさと寄附を推進するため、より多くの寄附者の関心を引き付ける必要があります。上田の魅力を広く伝えるパートナー企業と返礼品の充実による地域産業との連携も重要です。</p>					
目的・効果	<p>① 移住相談やセミナーなどは対象者のニーズに合わせオンライン方式の併用で実施し、世界中の上田市に関心を寄せる方々に向けた情報発信により、人口の社会増を推進します。また、空き家バンク利活用の推進により地域の活性化につなげます。</p> <p>② 婚姻に伴う新生活を開始する際の経済的不安を軽減するとともに、結婚を希望している独身者やその親等の結婚に対する意識の醸成と、相談員向けセミナーの開催により、出会いと結婚を支援します。</p> <p>③ ふるさと寄附のパートナー企業と返礼品の充実により、上田市の魅力を発信し、関係人口の増加と財源の確保を目指すとともに、地場産品の流通促進により地域の活性化を図ります。</p>		該当するSDGsの目標	 		
取組項目及び方法・手段（何をどのように）	期間・期限（いつ・いつまでに）	数値目標（どの水準まで）	中間報告 （目標に対する進捗状況・進捗度）及び （中間報告の時点で取組項目に対する方法・手段の見直しを行った点）		期末報告（目標に対する達成状況・達成度）	
① ○ 移住定住の推進 (1) 庁内連携による市独自移住セミナーの開催 (2) 定住自立圏による移住関係イベントへの参加 (3) 主要都市部及びオンライン活用による移住相談会の開催 (4) 移住体験ツアーの実施 (5) 地域おこし協力隊員の計画的任用と、定住支援	(1) 年度末まで (2) 年度末まで (3) 年度末まで (4) 年度末まで (5) 年度末まで	(1) テーマ毎に、対面形式・オンライン形式合わせて6回以上開催 (2) 6回以上参加 (3) 30回以上開催 (4) 2回以上 (5) 5名の任用と、1名の任期満了後の定住	(1) オンラインセミナーを5回開催 (2) 現地対面式セミナー、フェアに2回参加 (3) オンライン相談会を10回開催、首都圏での大規模フェアに3回出展 (4) コロナ禍により上半期での開催は無いが、個別の現地案内を2回実施 (5) 隊員4名を任用。今年度任期満了予定者なし。昨年度任期満了者の定住に向けた起業事業承継支援補助金申請を支援		(1) オンラインセミナーを5回、現地対面式を1回開催 (2) 現地対面式セミナーに4回、現地対面式フェアに1回参加 (3) オンライン相談会を16回開催、随時受付のオンライン相談会を14回開催、ふるさと回帰支援C及び銀座NAGANOでの対面式相談会を3回開催、首都圏での大規模フェアに4回出展 (4) 個別の現地案内を4回実施、1泊2日での上田体験ツアーを1回開催 (5) 2回延べ4人分の募集と採用事務を実施し4人を任用した。昨年度任期満了者1名の定住に向けた起業事業承継支援補助金支援完了	
② ○ 空き家バンク利活用の推進 (1) 物件登録の推進 (2) 利用希望者の増による活用の促進	(1) 年度末まで (2) 年度末まで	(1) 物件登録20件以上 (2) 利用者登録110件以上	(1) 空き家バンク物件登録 25件 (2) 利用者登録 86件 上半期成約件数 12件		(1) 空き家バンク物件登録 52件 (2) 利用者登録 166件 成約件数 29件	
③ ○ 市民協働による移住交流の推進 (1) 地域コミュニティと移住者・関係人口の交流を促進 (2) 各地域に所属する地域おこし協力隊員の協働活動の促進による地域交流の推進	(1) 年度末まで (2) 年度末まで	(1) ① 移住者交流会1回以上開催 ② 地域交流アドバイザーを活用した移住支援の検討 ③ オンライン交流サイトの開設と運用 (2) 地域おこし協力隊員協働活動の支援	(1) ① 移住者交流会を12月に開催予定 ② オンライン交流サイトへインタビュー記事を掲載予定 ③ オンライン交流サイト運営業務プロポーザル審査後、委託業者決定 12月運用開始予定 (2) 地域おこし協力隊によるオンライン交流会、オフライン交流会（5月1回、8月1回）への協力		(1) ① 移住者交流会を12月に開催 ② オンライン交流サイト運営業務トークイベントに2回出演 アドバイザーの移住者交流会への参加による支援 ③ オンライン交流サイト運営業務の委託契約をし、12月に運用開始 (2) 地域おこし協力隊によるオンライン交流会、オフライン交流会（5月1回、8月1回）への協力	
④ ○ 縁づくり事業の推進 (1) 結婚につながる縁づくりの推進 (2) 効果的な情報の発信による、結婚に向けた意識の醸成	(1) 年度末まで (2) 年度末まで	(1) 婚活セミナー等4回以上開催、及び定住自立圏での婚活セミナー等1回以上開催 (2) ① 広報紙や市HP、LINE@、その他SNSなどを活用した情報の発信 ② 親向けセミナー、結婚相談員向けセミナーを各1回以上開催	(1) 婚活セミナー等を下半期に開催予定 (2) ① 広報うえだ・市HP掲載、LINE@登録者へ情報発信9回 ② 親向け等セミナーを下半期に開催予定		(1) 婚活セミナー5回、交流会3回、定住自立圏婚活交流会を1回開催。個別によるオンライン相談122件、対面相談1回。 (2) ① 広報うえだ・市HP掲載、LINE@登録者477人へ情報発信15回実施。 ② 親向けセミナー1回、結婚相談員向けセミナーを1回開催。	


	取組項目及び方法・手段（何をどのように）	期間・期限 （いつ・いつまでに）	数値目標（どの水準まで）	中間報告 （目標に対する進捗状況・進捗度）及び （中間報告の時点で取組項目に対する方法・手段の見直しを行った点）	期末報告（目標に対する達成状況・達成度）
⑤	<p>○ ふるさと納税制度の推進</p> <p>(1) 各ポータルサイトの特色を生かした魅力ある返礼品の開発と、きめ細かな情報の発信</p> <p>(2) 寄附者への訴求力向上に寄与するポータルサイト導入の検討</p>	<p>(1) 年度末まで</p> <p>(2) 年度末まで</p>	<p>(1)</p> <p>① 返礼品30品目以上の増</p> <p>② 返礼品やパートナー企業の情報に加え、関心を寄せてもらう地域情報を発信</p> <p>(2) トップランナー団体の事例研究</p>	<p>(1)</p> <p>① 新規返礼品21品追加</p> <p>② Twitterでの情報発信 177件 記事閲覧数 47万回 プロフィール閲覧数49千回 増加フォロワー120件（総フォロワー423）</p> <p>(2) 他市町村の事例研究、寄附受納増加を見込める新設ポータルサイトの情報収集を実施。</p>	<p>(1)</p> <p>① 新規返礼品73品追加</p> <p>② Twitterでの情報発信 315件 記事閲覧数 66万回 増加フォロワー180件（総フォロワー483）</p> <p>(2) 新たなチャンネルとして、11月から「セゾンのふるさと納税」を追加、市場ニーズを見据え、寄附受納増加を狙い「ふるなびトラベル」「楽天トラベル」を導入。</p> <p>（※見込 寄附件数:21,668件、寄付金額:385,670千円）</p>
特記事項	<p>○市民参加・協働の推進、市民満足度の向上を考慮した点</p> <p>① テーマ毎にターゲットを絞り、地域からの中継やイベント等の紹介や移住経験のある定住者による発信なども交えたより関心の高まるセミナーを計画し、上田市の魅力を発信します。</p> <p>② 市民目線による上田市の魅力配信など市民協働による取り組みを促進し、交流を具現化することで移住者・関係人口の増を図るとともに、市民生活の中に移住者や関係人口を積極的に受け入れる機運を醸成します。</p> <p>③ より多くの寄附者の関心を得るため間口を広げるポータルサイトを研究し、地場産業の活性化に繋がる魅力的な返礼品の開発に努めます。</p>			<p>○取組による効果・残された課題</p> <p>①ターゲットを絞ったテーマでイベント中継やセミナーを実施できた。中でも独身女性限定の移住体験ツアーは、今後の結婚支援とも結びつく効果があると考えている。</p> <p>②市民協働による情報発信・交流委託事業として開始した「うえだ移住テラス」は、大勢の市民の参加により受け入れる側の移住促進について機運の情勢につながると考えられる。今後はさらにユーザー数を伸ばし、より多くに参加者の増加に努める必要がある。</p> <p>③自主財源の確保として有効なふるさと寄付金の増加のため、全庁を挙げて注力していく必要がある。</p>	

令和4年度 重点目標管理シート


重点目標	人権を尊重し男女が等しく参画する地域社会形成への意識の醸成		部局名	市民まちづくり推進部 上田地域自治センター	優先順位	4位
総合計画における位置付け	第1編 自治・協働・行政 市民が主役のまちづくり 第2章 すべての人の人権が尊重されるまちづくり 第1節 一人ひとりの人権が尊重される社会の実現 第2節 女性と男性が互いに尊重しあい、個性と能力を十分発揮できる社会の実現		上田再構築プラン Ver.2.0「もっと、前へ」における位置付け	3 福祉を充実し、多様性を尊重した地域共生社会を実現する		
第四次上田市行財政改革大綱・アクションプログラムにおける位置付け						
現況・課題	上田市の人権施策の基本的な事項を定めた「上田市人権尊重のまちづくり条例」及び「上田市人権施策基本方針（第一次改訂）」に沿って、あらゆる人権問題の解決に向け、人権意識の高揚を図るなど人権施策を総合的に進めていく必要があります。特に児童虐待、いじめ、DV、様々なハラスメントのほか、インターネット上での人権侵害やLGBTQ当事者への差別や偏見等、新たに発生する人権問題への対応などが求められています。男女共同参画の推進では、施策の基本的な事項を定めた「上田市男女共同参画推進条例」に沿って策定された「うえだカラフルプラン」（「第4次上田市男女共同参画計画」（R4～R8））に基づき、市民一人ひとりが性別に関わりなく、心豊かに暮らせる男女共同参画社会の実現を目指して取り組む必要があります。世界の恒久平和は、国民共通の願いです。戦争の悲惨さと平和の尊さを伝え、平和な社会を次世代に引き継いでいくことは私たちの責務であります。					
目的・効果	人権尊重の都市宣言をもつ上田市にとって、市民一人ひとりの人権が尊重される社会を実現することは最も必要なことであります。そのためにも「上田市人権施策基本方針（第一次改訂）」に基づき、各種施策を進める必要があります。「人権尊重」の意識が市民にとってより身近なものとなるよう啓発、相談及び支援体制を整え、差別のない明るいまちづくりを目指します。来年度の「上田市人権施策基本方針（第二次改訂）」策定のため、広く様々な方面からご意見を伺うべく、市民の方への意識調査を実施します。県が制定した犯罪被害者等支援条例に基づく県と市町村の役割分担を踏まえ、必要な犯罪被害者支援の体制等についても検討してまいります。本年度は「第4次上田市男女共同参画計画」（R4からR8年度）の初年度となります。この計画に沿って、市民、事業者等と協働して男女共同参画社会の実現に向け、各種事業を推進してまいります。市では「争いのない世界を願う 非核平和都市」宣言を行っており、平和に関する取組を推進することにより、恒久平和の実現を目指します。		該当するSDGsの目標			
取組項目及び方法・手段（何をどのように）		期間・期限（いつ・いつまでに）	数値目標（どの水準まで）	中間報告（目標に対する進捗状況・進捗度）及び（中間報告の時点で取組項目に対する方法・手段の見直しを行った点）	期末報告（目標に対する達成状況・達成度）	
① 〇 人権等に関する相談・支援体制の整備・充実 (1) 人権擁護委員による人権相談 (2) あらゆる差別に関する相談 (3) 上田市人権施策基本方針（第二次改訂）策定のための市民意識調査の実施（教育委員会と連携） (4) 犯罪被害者等支援のあり方の検討		(1) 年度末まで (2) 年度末まで (3) 8月（予定） (4) 年度末まで	(1) ・特設相談：上田・丸子 各月1回、真田 年2回、武石 年4回 ・常設相談：毎週月・水・金曜日 (2) ・隣保館での相談窓口開設 ・市民団体と連携した相談体制 (3) 市民意識調査の実施、報告書の作成 (4) 人権尊重のまちづくり審議会での検討	(1) 人権悩みごと相談を毎週月・水・金曜日（法務局）、上田・丸子（各月1回）、真田（1回）、武石（2回）で実施したほか、人権擁護委員の日特設相談、子ども心配ごと相談（1回）、女性の悩みごと相談（1回）を実施しました。 (2) 解放会館（3館）、解放センター及び部落解放同盟上田市協議会において実施しました。 (3) 8月25日から9月15日まで、教育委員会と連携し、18歳以上の市民2,000人を対象に、人権に関する市民意識調査を実施しました。 (4) 犯罪被害者等支援に関する先進市の取り組みや支援状況等について情報収集を行いました。10月27日に開催予定の人権尊重のまちづくり審議会において今後の支援のあり方について検討を重ねてまいります。	(1) 人権悩みごと相談を毎週月・水・金曜日（法務局）、上田（12回）・丸子（11回）、真田（2回）、武石（4回）で実施したほか、人権擁護委員の日特設相談、女性の悩みごと相談（2回）を実施しました。 (2) 解放会館（3館）、解放センター及び部落解放同盟上田市協議会において実施しました。 (3) 教育委員会と連携し、回収した調査回答（841件）からデータ集計解析を行い、調査報告書を作成しました。 (4) 10月27日に人権尊重のまちづくり審議会を開催し、犯罪被害者等支援の現状等について説明し、意見交換を行いました。令和5年度に（仮称）上田市犯罪被害者等支援条例の制定に向けた取組を進めてまいります。	
② 〇 男女共同参画啓発事業の推進 (1) 「うえだカラフルプラン」（第4次上田市男女共同参画計画）の周知及び市民との協働による男女共同参画意識の啓発や教育の充実、出前講座の実施 (2) 市民フェスティバルの開催 (3) 各地域の女性団体合同事業・研修会への参加 (4) 講演会、講座の開催 (5) 男女共同参画推進業者表彰の実施		(1) 年度末まで (2) 11月（予定） (3) 年度末まで (4) 年度末まで (5) 3月	(1) 学生、市内関係団体等との協働による男女共同参画の啓発推進、出前講座の実施 (2) 市民フェスティバル開催 (3) 女性団体の研修会等 1回以上 (4) 主催共催講演会・講座 6講座 (5) 事業者表彰 2団体以上	(1) 広報うえだ及び市ホームページにうえだカラフルプランについて掲載するとともに、計画及び概要版を市内関係団体や学校等へ配布し周知を図りました。4月に待学園、7月高齢者学園において出前講座を実施し、男女共同参画社会について啓発を行いました。 (2) 11月12日の開催に向け、実行委員会を2回開催しました。 (3) 6月上小東御地域女性団体連絡協議会の総会に出席しました。 (4) 男性の意識啓発のための家事講座として料理教室を9月に企画しましたが、コロナ禍により延期し、12月に開催予定です。その他人権と多様性に関する講演会や、防災講座、性教育に関する講座等を計画しております。 (5) 広報うえだ9月16日号、市ホームページにおいて男女共同参画の推進を積極的に行っている事業者（個人・自治会・法人等）を募集する記事を掲載しました。	(1) 市内の企業、団体、学生を取材し、広報うえだ11月号に「十人十色 それぞれのカラー」として特集ページを作成し、男女共同参画の意識啓発に取り組みました。また「女性に対する暴力をなくす運動」で、市民プラザ・ゆうをパープルライトアップし、周知啓発を実施しました。 (2) 11/12、市民フェスティバルは、大東文化大学 小池由美子特任教授を講師として、講演会「誰も取り残されない社会をつくるために～ケアと自分事から考える～」を開催しました。（参加者27人）3/5 国際女性デーは、弁護士 渡邊彰悟氏を講師として講演会「難民保護における女性の権利保護のためのグローバルな動き～」を開催しました。（参加者55人） (4) 男性の料理教室として「おやきづくり」を開催し、親子連れを含む10人の参加がありました。また、3/18 ダイバーシティ信州会長の小泉涼氏による「性の多様性」講演会を開催しました。（参加者20人） (5) 男女共同参画事業者表彰には、3事業者（アート金属工業株式会社、株式会社アルカディア、有限会社エム・システム保野薬局）から応募があり、3月に表彰式を実施しました。	

	取組項目及び方法・手段（何をどのように）	期間・期限 （いつ・いつまでに）	数値目標（どの水準まで）	中間報告 （目標に対する進捗状況・進捗度）及び （中間報告の時点で取組項目に対する方法・手段の見直しを行った点）	期末報告（目標に対する達成状況・達成度）
③	○ 平和啓発事業の実施、推進 (1) 新規会場を含めた原爆パネル展の実施 (2) 他部署等と連携した平和祈念事業の実施	(1) 年度末まで (2) 年度末まで	(1) 新規会場を開拓することにより、例年とは異なる会場においても原爆パネル展を実施していきます。 (2) 更なる啓発の広がりをもたせるため、他部署等と連携して平和祈念事業を実施します。	(1) 7月から8月にかけて、原爆パネル展を中央・西部・城南・上野が丘・塩田・川西の各公民館と丸子・真田・武石の各地域自治センターにおいて例年どおり実施。新規会場として市役所本庁舎内「まちのアトリエ」で原爆パネル展を実施しました。 (2) 9月17日から3日間、上田創造館において開催された、戦争の戦禍を繰り返さぬよう平和の尊さと戦争の悲惨さを語り継ぐ「平和のための信州戦争展」に出展。ウクライナにおける悲惨な戦争に対する平和首長会議会長メッセージを紹介するとともに、原爆パネルの展示及び上田市内の戦争遺跡を紹介するDVD上映を実施しました。	(1) 7月から8月にかけて、原爆パネル展を中央・西部・城南・上野が丘・塩田・川西の各公民館と丸子・真田・武石の各地域自治センターにおいて例年どおり実施。新規会場として市役所本庁舎内「まちのアトリエ」で原爆パネル展を実施しました。 (2) 9月17日から3日間、上田創造館において開催された、戦争の戦禍を繰り返さぬよう平和の尊さと戦争の悲惨さを語り継ぐ「平和のための信州戦争展」に出展。ウクライナにおける悲惨な戦争に対する平和首長会議会長メッセージを紹介するとともに、原爆パネルの展示及び上田市内の戦争遺跡を紹介するDVD上映を実施しました。
④	○ 市民プラザ・ゆう事業の推進 (1) 主催講座として資格取得講座等の開催 (2) 「女性相談員によるなんでも相談」及び「女性弁護士による法律相談」の実施	(1) 年度末まで (2) 年度末まで	(1) 資格取得支援講座等の開催 7講座 (2) なんでも相談は毎週火曜・木曜日等に実施。弁護士相談は、偶数月1回、奇数月2回実施	(1) 職業能力の開発や再就職支援のための「3級フィナンシャル・プランニング技能士資格取得支援講座（全10回）」と「ボールペン字講座」を実施しました。また、心と体のバランスを整えるため「ホロスピラティス講座」を実施しました。その他、男性向けのアロマセラピー講座や、ヨガ講座、フラワーアレンジメント等の講座を計画しています。 (2) 女性相談員によるなんでも相談を毎週火、木曜日に、女性弁護士による法律相談を奇数月は第2・第4木曜日、偶数月は第4木曜日に実施しました。（なんでも相談63件、弁護士相談24件）	(1) 資格取得講座等、8講座を実施。「3級フィナンシャル・プランニング技能士資格取得支援講座（全10回）」の受講生4人が試験に合格し資格を取得しました。その他メンズアロマセラピー、ヨガ、マインドフルネス講座や、将来の妊娠を考えながら女性やカップルが自分たちの生活や健康に向き合うことを学ぶ「プレコンセプションケア」の講座等、8講座を開催しました。 (2) 女性相談員によるなんでも相談を毎週火、木曜日に、女性弁護士による法律相談を奇数月は第2・第4木曜日、偶数月は第4木曜日に実施しました。（なんでも相談118件、弁護士相談67件）
特記事項	○ 市民参加・協働の推進、市民満足度の向上を考慮した点			○ 取組による効果・残された課題	

令和4年度 重点目標管理シート


重点目標	デジタル技術を活用した窓口における市民の利便性向上と業務の効率化			部局名	市民まちづくり推進部 上田地域自治センター	優先順位	5位
総合計画における位置付け	第1編 市民が主役のまちづくり 第3章 地方分権にふさわしい行財政経営 第1節 行財政改革の推進と住民サービスの充実			上田再構築プラン Ver.2.0「もっと、前へ」 における位置付け	5 DXやGX等の革新的技術でSDGsを推進、人と自然が調和した活力あるまちをつくる		
第四次上田市行財政改革大綱・アクションプログラムにおける位置付け	(1) 将来を見据えた新たな行政サービスへの改革 ア ICTの活用による行政サービスの向上と業務の効率化						
現況・課題	現在、特に転入手続きをする際、市民が記入する転入届は項目が多く、書き直し等が発生し、適確な内容を書かせることが困難で、かつ、手続きが不慣れな市民にとって何度も同じことを記入する作業は、大変な負担となっています。また、手書きの場合、申請内容についての誤記の補正を行うため、市民に再度申請内容を確認する必要が生じ、特に手続きが集中する年度の切り替わり時期などは、待ち時間が長くなっています。なお、転入届以外の異動届についても、記載された手書き文字は、書き癖によって判読が難しいことも多く、職員の入力作業時において、手書き文字の判読が事務処理時間を長引かせる要因となっています。						
目的・効果	現在の状況を改善するため、他市からの転出証明書をOCRで読み取り上田市の住民異動届に転記するシステムを導入し、手書きの負担を解消するとともに、待ち時間の短縮を図ります。職員の手書き文字の判読に係る時間を削減し、入力ミスが減らし事務の正確性を向上させるとともに、システムの操作支援によるエラーチェックが可能となるため、異動職員の早期の育成が図れます。			該当するSDGsの目標			
	取組項目及び方法・手段（何をどのように）	期間・期限 (いつ・いつまでに)	数値目標（どの水準まで）	中間報告 (目標に対する進捗状況・進捗度)及び (中間報告の時点で取組項目に対する方法・手段の見直しを行った点)		期末報告（目標に対する達成状況・達成度）	
①	○ 書かせない窓口整備事業に向けたシステム構築 (1) 令和4年度中の書かせない窓口システム導入に向けた構築作業を進める。	年度末まで	・ 令和5年3月から書かせない窓口システムが開始	・ プロポーザル方式による書かない窓口システム導入業務業者選定委員会及び提案審査会を開催し、システム導入業者を選定した。 ・ 書かない窓口システムが令和5年3月から開始できるよう構築作業を進めている。		・ 令和5年3月14日から書かない窓口システムの運用を開始した。	
②	○ 窓口アンケートを実施し、市民の満足度の向上を目に見える形にする。	年度末まで	・ 80%を目指す	・ 導入後、年度末（R5.3）に実施予定		・ 令和5年3月25日から3月31日までに窓口アンケートを実施し、20人から回答を得た。 市民課のサービス全体的な印象として、「満足」、「やや満足」を合わせると100%で、回答をいただいた方からは好印象であったが、待ち時間に不満を持たれる方もいた。	
特記事項	○市民参加・協働の推進、市民満足度の向上を考慮した点 市民の市民課窓口における滞在時間の縮減化を図ることを目的とし、記載の負担を極力減らすことを実現。			○取組による効果・残された課題 標準化の際に、本システムとの整合性を図ること。			

令和4年度 重点目標管理シート

重点目標	多文化共生のまちづくりの推進と外国籍市民の社会参加支援の促進		部局名	市民まちづくり推進部 上田地域自治センター	優先順位	6位
総合計画における位置付け	第1編 自治・協働・行政 市民が主役のまちづくり 第2章 すべての人の人権が尊重されるまちづくり 第3節 外国籍市民の自立と社会参加による多文化共生社会の実現		上田再構築プラン Ver.2.0「もっと、前へ」における位置付け		3 福祉を充実し、多様性を尊重した地域共生社会を実現する	
第四次上田市行財政改革大綱・アクションプログラムにおける位置付け	(1) 将来を見据えた新たな行政サービスへの改革 (2) 健全で持続可能な財政基盤への改革		ア ICTの活用による行政サービスの向上と業務の効率化 エ 受益と負担のあり方の見直し	イ 多様な主体が市政に参画・協働する制度づくり		
現況・課題	上田市の外国籍市民数は、令和4年1月1日現在3,692人で、県内において長野市、松本市に次いで多い自治体です。現在、外国籍市民は定住化傾向にあり、子育て・教育・健康・住居・就労等、生活者としてさまざまな課題が生じており、高齢化問題も徐々に出てきています。また、入管法の改正により、今後外国籍市民が増えることが予想されます。外国籍市民が地域に長く住み続けていくためには、市民の自立と社会参加を促していく必要があります。なかでも、親世代の定住化により、日本に住み続けることになる外国籍の子どもたちは、日本人と共に将来のまちづくりを協働して支える担い手となることから、市として自立に向けた総合的な取り組みが必要です。					
目的・効果	少子高齢化・人口減少の進行により、将来にわたって社会・経済活動を持続的に発展させていくためには、労働者としての側面ばかりでなく、生活者として外国籍市民が果たす役割は重要なものとなっております。また、日本に定住する外国籍の子どもたちが次世代の担い手として、日本社会において自ら未来を切り開いていける力を養う必要があります。(令和3年5月1日現在、外国人児童生徒の小中学校在籍数214人) 同じまちに住む住民として、日本人と外国人がお互いを理解しながら共に生きるまちづくりを進めることによって、双方にとって住みやすく、安心・安全な「まち」がつけられていきます。		該当するSDGsの目標			
	取組項目及び方法・手段(何をどのように)	期間・期限(いつ・いつまでに)	数値目標(どの水準まで)	中間報告(目標に対する進捗状況・進捗度)及び(中間報告の時点で取組項目に対する方法・手段の見直しを行った点)	期末報告(目標に対する達成状況・達成度)	
①	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「上田市多文化共生推進協会」(AMU)を核とした多文化共生事業の推進 (1) 多文化共生事業を推進するAMU(市民、地域グループ、団体、企業、行政等で構成・連携)の運営を支援するとともに、活動の企画・運営への外国人の参画を促します。 (2) 「AMU」の広報・周知を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 年度末まで (2) 年度末まで 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 次の企画運営の場を設けます。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 総会(年1回)、理事会(年2回程度) ・ 専門部会(交流・学習部会) ・ 会員交流会(年2回) (2) 公民館・自治会・高校・大学や他組織等と共催・連携して事業を活性化するとともに、AMUの広報・周知を進めていきます。 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 次の企画・運営の場を設けました。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 5月に理事会及び総会(書面決議)を開催しました。 ・ 学習部会を2回(4月・9月)、交流部会を3回(6月・8月2回)開催しました。 (2) <ul style="list-style-type: none"> ・ 上田高校と連携し、AMUから提案した「異文化理解」や「多文化共生」に関する学習テーマについて、高校生が研究発表し、意見交換を行いました。 ・ 信州大学の留学生ガイダンスに参加し、AMUの取り組みや活動内容等を紹介しました。 ・ 上田女子短期大学の多文化交流イベントにAMU会員が参加し、日本文化に触れる体験等を通じて交流しました。 ・ 広報うえだ7月号に「アムプラザ」と「にほんごアムアム」について掲載し、AMUの取り組みや活動内容等について周知PRを図りました。 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 次の企画・運営の場を設けました。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 5月に理事会及び総会(書面決議)を開催しました。 ・ 学習部会を4回(4/18・9/9・12/23・3/1)、交流部会を4回(6/25・8/9・8/24・2/7)開催しました。 (2) 次のとおり、共催・連携した事業を行いました。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 9月に上田高校と連携し、AMUから提案した異文化理解等のテーマに沿ってグループごとに研究発表し、意見交換を行いました。 ・ 7月に信州大学繊維学部の留学生ガイダンスに参加し、AMUの取り組みや活動内容等を紹介しました。 ・ 上田女子短期大学の多文化交流イベント(8月)にAMU会員が参加し交流を図るとともに、2月には学生とAMU外国籍会員との交流会を開催しました。 ・ 11月に市内で暮らす外国籍市民が日頃感じていることを語り合う「上田っていいところ?~外国籍市民が見たうえだ~」のパネルディスカッション(AMU共催)に、コーディネーターやパネリストとしてAMU会員が参加しました。 ・ 塩尻地区自治会懇談会、西部・塩尻地区人権指導者研修会、また、シニア大学、ことぶき大学院、立教大学オンライン授業にAMUから講師を派遣しました。 	
②	<ul style="list-style-type: none"> ○ 多文化共生のまちづくりの市民理解の浸透と自立支援の促進 (1) 市民の理解を深めるため、多文化共生に関するフォーラム等を開催します。 (2) 外国籍市民への交流の場づくりや、外国籍市民の自立と社会参加を促すための講座を開催します。また、災害時の行動における基礎的な知識を伝えていく等さまざまな支援を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 年度末まで (2) 年度末まで 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 多文化共生のまちづくりに対する市民の理解が深まり、参加・協力が得られるよう、多文化交流フェスタやフォーラム等を開催します(フェスタ、フォーラム、講演会各1回)。 (2) 社会参加を促す交流会、外国籍市民を講師とした講座、及び防災講座等を実施します。(交流会2回、講座2回程度実施) 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 10月23日に開催予定の多文化交流フェスタに向けて、9月28日に実行委員会を開催し、準備を進めています。 (2) <ul style="list-style-type: none"> ・ 6月に多文化交流サロンを開催しました。(参加者:27人) ・ 7月の「うえだわっしょい」では、留学生等が浴衣の着付け体験等を通して日本文化に触れるとともに、外国籍市民、AMU会員相互の交流を図りました。 	<ul style="list-style-type: none"> (1) <ul style="list-style-type: none"> ・ 10月に多文化交流フェスタを3年ぶりに開催し、300人程の参加がありました。 ・ 3月に異文化理解講演会(64人参加)、野外交流会(55人参加)を開催しました。 (2) <ul style="list-style-type: none"> ・ 6月に多文化交流サロンを開催し、28人が参加しました。 ・ 7月の「うえだわっしょい」に22人が参加し、外国籍市民、AMU会員相互の交流を図りました。 ・ 12月にサントミュージゼで「外国籍市民のアート展」を開催し、のべ281人の皆様に来場いただきました。 ・ 2月に、外国籍市民の安全意識の向上のため、関係課と連携し中央消防署で防災基礎講座を開催しました。(外国籍市民15人参加) 	

	取組項目及び方法・手段（何をどのように）	期間・期限 （いつ・いつまでに）	数値目標（どの水準まで）	中間報告 （目標に対する進捗状況・進捗度）及び （中間報告の時点で取組項目に対する方法・手段の見直しを行った点）	期末報告（目標に対する達成状況・達成度）
③	<p>○ AMUによる「新しい学びの場」の充実</p> <p>(1) 外国人全ての年齢を対象とした日本語教育環境を構築するため、AMUに日本語コーディネーターを配置して、日本語指導者・日本語指導補助者の発掘をし、地域一体的な学びの場を提供します。</p> <p>(2) 外国籍の子どもが自ら未来を切り拓いていけるよう、教育委員会と連携して、日本語（学習言語）の学習支援を行います。</p> <p>(3) 外国籍の子どもに対する日本語指導補助者の横の繋がりをつくと同時に、補助者のスキルアップを図ります。</p>	<p>(1) 年度末まで</p> <p>(2) 年度末まで</p> <p>(3) 年度末まで</p>	<p>(1) 日本語コーディネーター（日本語指導者も兼ねる）1名以上、日本語指導補助者2名以上をAMUに配置します。</p> <p>(2) 教育委員会と情報交換を行いながら、日本語の補習が必要な外国籍の子どもについて、AMUでの放課後学習支援方法を検討します。</p> <p>(3) 外国籍の子ども支援者懇談会を1回以上開催します。また、日本語指導講座を実施します。</p>	<p>(1) 「にほんご アムアム」に新たに子ども向け日本語コーディネーター（兼日本語指導者）を配置し、全ての年齢を対象とした日本語教育環境を構築しました。様々な国籍の市民が個々の目的や日本語習得度に応じて学び、コーディネーターに加え、AMU会員等の日本語指導補助者が日本語学習のサポートを行っています。</p> <p>(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・7月にAMUにおいて、今後の学習支援に生かしていくため、小中学校の日本語教育の現状についてアンケートを実施しました。 ・小中学校へ日本語支援のため学習支援ボランティアを4校に1名ずつ派遣しました。 <p>(3) 1月から2月にかけて日本語ボランティアを対象に、日本語指導補助者のスキルアップを図るための講座を計画中。</p>	<p>(1) 「にほんご アムアム」に大人と子ども向け日本語コーディネーター（兼日本語指導者）を配置し、全ての年齢を対象とした日本語教育環境を構築しました。大人20人、子ども4人が個々の目的や日本語習得度に応じて学び、AMU会員等多くの日本語指導ボランティアが日本語学習のサポートを行いました。</p> <p>(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・7月にAMUにおいて、市内小中学校を対象に日本語教育の現状に関するアンケートを実施し、外国籍児童生徒の現状把握に努めました。 ・東小学校、神川小学校、第一中学校、丸子中学校へ日本語支援のための学習ボランティアを1名ずつ派遣しました。 <p>(3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1月から2月にかけて希望者を対象に「日本語支援者養成講座」を4回開催し、各回20～30人が受講しました。また、3月にボランティア予定者を対象にフォローアップ講座を開催しました。
④	<p>○ 外国籍市民への情報提供と相談窓口の継続</p> <p>多言語で対応可能な職員を配置し、さまざまな相談に応じるとともに、多言語で情報発信を行います。</p>	年度末まで	<p>(1) 多言語の広報紙を毎月発行し、小中学校や事業所等へ発送します。</p> <p>(2) 外国人総合相談窓口を多言語相談ワンストップセンターとして機能させます。また、相談内容に応じて他専門部署と連携していきます。</p> <p>(3) ワンストップセンターで相談にあたる多文化共生専門員は相談員研修会等に参加し、一層のスキルアップを図ります。</p>	<p>(1) ポルトガル語と中国語の広報紙を毎月小中学校、公民館、事業所等63カ所へ配布しました。</p> <p>(2) 多言語対応可能な職員2人を窓口配置し、住民登録関係等の総合相談を実施しました。必要に応じて他部署と連携し通訳同行による支援を行いました。</p> <p>(3) 5月と8月の2回、東京出入国在留管理局が主催する外国人相談窓口連絡会に参加しました。</p>	<p>(1) ポルトガル語と中国語の広報紙を、小中学校、公民館、事業所等63カ所へ毎月配布を行いました。</p> <p>(2) 多言語で対応可能な職員2名を窓口配置し、住民登録関係等の総合相談を実施しました。必要に応じて他部署と連携し、同行による通訳支援を通じて、生活支援や問題解決に向けた支援を行いました。（相談件数3,746件、相談者数2,831人）</p> <p>(3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5月、8月、11月に東京出入国在留管理局が主催する外国人相談窓口連絡会や外国人相談窓口相談員研修会（1月に3日間）に、オンラインにより参加しました。また、長野県国際化協会の研修会にもオンラインで参加し、総合相談業務におけるスキルアップを図りました。
⑤	<p>○ 外国人集住都市会議と連携した国等への要望の実施</p> <p>外国人集住都市会議参加の13都市が連携し、自治体単独では解決できない法律や制度上の課題について、国等への要望を検討します。</p>	年度末まで	<p>(1) 長野愛知ブロックの会議（年5回程度）に参加し、研究課題のテーマについて会員都市間で協議します。</p> <p>(2) 全体会（年2回程度）、首長会議（国へ年1回要望する会議）に参加します。</p>	<p>(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長野愛知ブロック会議にオンラインで2回参加しました。ブロック会議検討テーマとして予定しております「外国籍児童生徒が将来の夢を実現できるキャリア形成の推進」について検討を重ねています。 <p>(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6月に開催された全体会にオンラインにより参加しました。 ・首長会議は1月27日に群馬県大泉町において開催予定。 	<p>(1) 長野愛知ブロック会議にオンラインで6回参加しました。ブロック会議では、「青少年の日本語習得機会の提供」、「キャリア形成過程における地域の関係諸機関との連携」等について意見交換を行いました。</p> <p>(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全体会には6月（オンライン）と3月に参加しました。 ・首長会議は1月に群馬県大泉町で「外国人とともに育む多文化共生社会を目指して～人口減少社会において真に助け合う地域のあり方を考える～」をメインテーマに開催され、高等学校等における日本語指導の制度化について、国（関係省庁）へ提言しました。
特記事項	○市民参加・協働の推進、市民満足度の向上を考慮した点			○取組による効果・残された課題	

令和4年度 重点目標管理シート

重点目標	マイナンバーカードを活用したコンビニエンスストアでの証明書交付による利便性の向上			部局名	市民まちづくり推進部 上田地域自治センター	優先順位	7位
総合計画における位置付け	第1編 市民が主役のまちづくり 第3章 地方分権にふさわしい行財政経営 第1節 行財政改革の推進と住民サービスの充実			上田再構築プラン Ver.2.0「もっと、前へ」 における位置付け	5 DXやGX等の革新的技術でSDGsを推進、人と自然が調和した活力あるまちをつくる		
第四次上田市行財政改革大綱・アクションプログラムにおける位置付け	(1) 将来を見据えた新たな行政サービスへの改革 ア ICTの活用による行政サービスの向上と業務の効率化						
現況・課題	上田市のマイナンバーカード交付枚数は、総務省発表：令和4年4月1日現在で57,890枚で交付率は37.2%です。（参考交付率 国：43.3%、長野県：37.3%、県下19市中10位、県下市町村中35位）マイナンバーカードは国民の利便性の向上、行政の効率化を目的として、平成27年10月5日から制度が発足し市民に取得を促していますが、令和2年末～令和3年度5月までは、取得状況が大きく増加し、その後も順調な推移となっております。このため、マイナンバーカードを利用したコンビニエンスストアでの住民票の写しや印鑑登録証明書の交付数も順調に増加はしていますが、依然として窓口交付数が全体の証明書発行数の8割強を占めています。国は、令和4年度末にはほとんど全ての住民がマイナンバーカードを取得することを目標とし、各市町村に「マイナンバーカード交付円滑化計画」の規定と、その実施を図るよう求めています。						
目的・効果	マイナンバーカードを活用したコンビニエンスストアでの証明書交付は、市民の方が市役所閉庁日や交付可能時間が窓口と比較して長時間の取得が可能である等、利便性も高く、市民課窓口の混雑や交付処理時間の削減に有用です。交付実績は、平成28年度コンビニエンスストアでの証明書交付を実施し、発行比率としては令和元年度住民票：4.3%、印鑑登録証明書：7.4%、合計5.6%、令和2年度は住民票7.5%、印鑑登録証明書10.2%、合計8.6%、令和3年度は住民票13.7%、印鑑登録証明書18.2%、合計15.4%です。（※コンビニエンスストア事業者への委託手数料について、令和元年10月から6円減額。）今年度中に実施予定の戸籍証明の交付を追加すれば、現在居住が市外で、かつ本籍人の方は、上田市役所等に出向くか郵送申請をしなければ取得できなかったが、コンビニ交付を実施することで利便性が大幅に向上します。			該当するSDGsの目標			
	取組項目及び方法・手段（何をどのように）	期間・期限（いつ・いつまでに）	数値目標（どの水準まで）	中間報告（目標に対する進捗状況・進捗度）及び（中間報告の時点で取組項目に対する方法・手段の見直しを行った点）		期末報告（目標に対する達成状況・達成度）	
①	○ マイナンバーカード交付率の向上とコンビニエンスストアでの証明書比率の向上を図る。 (1) コンビニエンスストアでの証明書交付の周知を強化する。 (2) 毎月2回の予約制休日交付を実施し、交付率向上を図る。	年度末まで	<ul style="list-style-type: none"> 交付枚数率 70.0% (1) コンビニエンスストアでの証明書比率 30.0% (2) 毎月第二土曜日と最終日曜日の終日、市民課において申請・交付受付を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 交付枚数率 42.5%（総務省公表値 9月末日現在） コンビニエンスストアでの証明書比率 19.6%（9月1日現在） (1) カード交付時、窓口対応の際にはコンビニ交付の周知に努めた。 (2) 毎月第二土曜日と最終日曜日の終日、市民課において申請・交付受付を実施 		<ul style="list-style-type: none"> 交付枚数率 62.9%（申請件数率71.9%） コンビニエンスストアでの証明書交付比率 22.8% (1) カード交付時、窓口対応の際には案内、チラシの配布等コンビニ交付の周知に努めた。 (2) 毎月第二土曜日と最終日曜日の終日、11月～毎週土曜日が日曜日のどちらか市民課において申請・交付受付を実施 	
②	○ 戸籍証明書のコンビニ交付に向けたシステム運用開始	年度末まで	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度中の戸籍証明書コンビニ交付開始 	<ul style="list-style-type: none"> 既存のコンビニ交付システムに戸籍証明書を追加するネットワーク構築作業を進めた。 令和5年2月開始予定 		<ul style="list-style-type: none"> 令和5年2月28日交付開始 	
③	○ 交付事務の効率化のための機器を整備	年度末まで	<ul style="list-style-type: none"> 追記プリンター 10台購入（現在8台） 顔認証システム 8台購入（現在4台） 	<ul style="list-style-type: none"> 9月末現在 追記プリンター10台購入（7月） 顔認証システム8台購入（8月） 		<ul style="list-style-type: none"> 追記プリンター10台購入（7月） 顔認証システム8台購入（8月） 	
④	○ ノベルティを活用した企業への出張申請受付の実施	年度末まで	<ul style="list-style-type: none"> 目標 750件 	<ul style="list-style-type: none"> 9月末現在 出張申請 34箇所 出張回数 47回 受付件数 498件 		<ul style="list-style-type: none"> 3月末現在 出張申請 40箇所 出張回数 52回 受付件数 549件 	
特記事項	○市民参加・協働の推進、市民満足度の向上を考慮した点 戸籍証明書のコンビニ交付を実施することができ（長野県の自治体の57.1%が導入済）、市民の来庁あるいは郵送による申請の負担を軽減することができた。			○取組による効果・残された課題 国は戸籍証明書の広域化も視野にいており、多様な証明書交付の実施が求められる。			